

東カリマンタンの森林コモンズの軌跡
——木材伐採・石炭開発に対する焼畑民の対応から——

寺内大左*

Trajectories of Communal Forests in East Kalimantan:
Swiddeners' Attitudes towards Timber Logging and Coal Mining Developments

TERAUCHI Daisuke*

Abstract

This paper aims to 1) reveal the trajectories of swidden societies' communal forests under development by logging or coal mining companies based on a case study from BS village in East Kalimantan, Indonesia; 2) discuss why communal forests follow different trajectories, and 3) examine natural resource management theory based on realities in the field.

Prior to decentralization and democratization, communal forests were ambiguous common pool resources because of unclear membership of users and low excludability of non-members. Several descendant groups existed in BS village, and each descendant group utilized communal forests in each watershed. As such, non-descendants hesitated from utilizing the communal forests. However, because of society' s bilateral descent, membership to the descendant group became unclear. If non-descendants requested use of the forest from descendants, the request was usually accepted.

At present, following decentralization and democratization, swiddeners in BS village can receive compensation from logging and coal mining companies. Communal forests developed by the logging companies have transitioned from ambiguous common pool resources to those of the village, and subsequently to those managed by descendant groups with clear membership boundaries. Communal forests developed by coal mining companies have transitioned from ambiguously common pool resources to swiddeners' traditional private land, and eventually depleted because of the development with surface mining method.

Descendant groups cannot prevent the privatization and depletion of communal forests, because a societal norm dictates the acceptance of all requests for swidden agriculture in the communal forest; tradition dictates that the people who make swidden fields in the communal forest have rights to the land. Therefore, it is difficult for descendant groups to refuse requests for swidden practices, that is, to stop the privatization of their communal forests.

* 東洋大学社会学部 ; Faculty of Sociology, Toyo University, 5-28-20, Hakusan, Bunkyo, Tokyo, 112-8606, Japan / aa087095@gmail.com

Design principles for sustainable common pool resources proposed by Elinor Ostrom assert the importance of clearly defining membership and rights to common pool resources. However, in a bilateral descent society, it is impossible to define membership of descent groups. This paper demonstrates that social issues are caused by defining membership boundaries in descent groups in societies with bilateral descent — which are predominant in Southeast Asia. Design principles compatible with social characteristics of Southeast Asia must be developed.

キーワード：コモنزの動態，ダヤック，インドネシア，双系制社会，自然資源管理

Keywords: Dynamics of commons, Dayak, Indonesia, Bilateral descent society, Natural resource management

I 研究の背景と目的

インドネシア外島（とりわけカリマンタンやスマトラ）では、スハルト政権崩壊後の地方分権化・民主化の進展の中で、森・土地をめぐる企業、先住民、移住者のポリティックスが複雑化している。本論考はインドネシア・東カリマンタン州の焼畑先住民社会を事例に、森林をめぐる先住民社会内のポリティックスを対象に論じるものである¹⁾。

東カリマンタン州の内陸部には豊かな熱帯林が現存し、焼畑先住民・ダヤック (Dayak) 人が熱帯林を利用しながら生活を営んできた。一方、東カリマンタン州では木材伐採企業による森林開発が盛んに行われている。2014年における東カリマンタン州の木材伐採企業の天然林伐採事業許可総面積（全体の25.5%）および産業造林事業許可総面積（全体の18.1%）は、インドネシアの州別順位の中で最も高い [Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan 2018: 145-146]²⁾。また、東カリマンタン州では石炭企業による石炭の露天採掘も盛んに行われている。2014年のインドネシアの石炭生産量は4.6億トンであるが、その内の2.5億トン（全体の55.4%）が東カリマンタン州から生産されている [Directorate General of Mineral and Coal 2015: 50]³⁾。焼畑民の共用資源である森林が木材伐採の対象となっており、石炭開発も主に村から離れた森林地域で行われている現状にある。これらの開発は焼畑

1) 本稿は、2018年度第11回白山人類学フォーラム「インドネシア外島部における森・土地をめぐる現場のポリティックス——企業、先住民、移住者の動きから」（2018年1月17日、東洋大学）で発表した「カリマンタンのコモنز（慣習林）の2つの軌跡——木材伐採開発と石炭開発に対する焼畑民の対応から」をもとに執筆している。

2) 天然林伐採事業とは、天然林で択伐（有用樹を選んで伐採）を実施する事業のことで、産業造林事業とは、森林を皆伐後、早生樹を植林し、人工林経営を行う事業のことである。

3) 2013年に北カリマンタン州が東カリマンタン州から分離しているが、産業造林事業面積の統計データでは両州を合わせたデータしか手に入らなかった。そのため、天然林伐採事業面積と石炭生産量の統計データでも東カリマンタン州と北カリマンタン州を合わせたデータを使用している。

民の土地・森林資源の収奪など、彼らの生活に多大な影響を与える。それだけでなく、熱帯林が減少することで地球温暖化や生物多様性の減少といった地球環境問題が引き起こされることになる。

民主化時代に入り、先住民は不当な開発に反対を表明し、デモを起こせるようになった〔河合 2011: 86-87; 永田・新井 2006: 56-57〕。東カリマンタン州の森林や焼畑社会の将来は、企業の開発に対する先住民の対応に大きく委ねられているといえる。このような背景から、カリマンタンの生態・社会の今後の動態を考察するために、筆者は石炭開発に対する焼畑民の対応・認識〔寺内 2016〕や、開発下における焼畑民の慣習的な資源利用制度の変化〔寺内 2017〕を明らかにしてきた。本論考の目的は、これらの研究成果に新たな情報を加えながら、森林とそれをめぐる焼畑社会の動態をコモンズ論の視点から描くことである。本論考では、井上〔2001: 11〕のコモンズの定義「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」を採用し、論考を進める。

コモンズ論は、はじめ所有制度（非所有、公的所有、共的所有、私的所有）に基づき議論が展開されてきた。しかし、本論考では、井上〔2004: 55-58〕と同様のスタンスから、所有よりも利用・管理に注目して、焼畑民の共用資源である森林（以下、森林コモンズ）と焼畑社会の動態を描いていくこととする。利用・管理に注目する必要性を、井上〔2004: 55-58〕は次のように説明する。第一に、熱帯諸国では法的には国有（公的所有）の森林を、実質的には地域住民が利用している現状があること、第二に、地域の土地・森林を様々な主体が様々な権利に基づき重層的に利用している実態が存在することを挙げている。これらと同様の実態が本研究対象地でも確認されることから、本論考においても人々の利用・管理の実態に注目することにした⁴⁾。

結論を一部先取りすれば、木材伐採下の森林コモンズは血縁に基づく社会集団のコモンズとして再編されていった。一方で、石炭開発下の森林コモンズは（非公式に）私的所有地化され、最終的には石炭の露天掘り（地表を剥ぎ取り、地上から石炭を採掘）によって消滅（裸地化）するという軌跡を歩むことになった。なぜ森林コモンズは異なる軌跡を歩んだのか。本論考はその軌跡を分けた要因を考察する。森林コモンズの保全を考えるうえで、このことを考察することは重要であろう。また、焼畑社会の動態から明らかになった社会の特質に基づいて、自然資源管理論の中で最も影響力のある Ostrom〔1990, 2005〕の「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」に対する含意を考察することとする。

現地調査は 2008 年 8 月から 2014 年 8 月までの間に合計約 1 年 3 ヶ月間、調査対象地の東カリマンタン州西クタイ (Kutai Barat) 県ダマイ (Damai) 郡 BS 村に滞在し、調査を実施した。

4) ただし、井上〔2004: 58〕が言うように、「所有から利用・管理へ」という視点の転換は、「所有を軽視する」ということではないことを断っておく。

II 調査地の概要

2010年12月の時点で、BS村の人口は1,063人(282世帯)、村の面積は5万6,510ヘクタールである。ボルネオ島の先住民はダヤックと総称されている。しかし、実際は、ダヤックは各諸民族に分かれており、BS村が属すダマイ郡にはブヌア(Benuaq)と呼ばれる人々が主に居住している。

ダマイ郡のブヌア人は伝統的に焼畑で食糧を生産し、焼畑跡地に果樹やラタンを植栽し、焼畑休閑林を果樹園やラタン園として利用してきた。1990年代後半からゴムノキが植栽されるようになり、ゴム園も造成されるようになってきている。有用樹が植えられていない焼畑休閑林も存在するが、薪や薬草、野生動物など様々な非木材林産物を採集・捕獲する場として利用されている。村の近くや川・道沿いに上述の樹園地や焼畑休閑林が広がっており、村の上流や、川・道から離れた奥地には焼畑が行われたことがない、大木からなる天然林(以下、原生的森林)が広がっている。本論考の「森林コモنز」という言葉は、ブヌア社会ではこの原生的森林のことを指している。

インドネシアは土地利用計画法に従って、陸地を「林地(Kawasan Hutan)」と「その他区域(Areal Penggunaan Lain)(以下、非林地)」に区分している。「林地」は環境林業省の権限下であり、その区域にある森林は国有林とされている。「非林地」は地方政府(県)の権限下であり、法的手続きを踏むことで個人の私的所有が認められる区域である。「林地」「非林地」の分け方は、行政区分上の分け方で、土地の植生状況を反映した分け方ではない。BS村では、村に比較的近い土地は「非林地」と指定されており、樹園地や焼畑休閑林が広がっている。村から離れた上流が「林地」と指定されており、原生的森林(森林コモنز)が広がっている状況にある(図1)。

木材伐採企業は「林地」でのみ操業することができる。BS村上流の「林地」のほとんどは伐採企業のコンセッションエリアとなっている。石炭企業は、許認可手続きが違ったり、採用する採掘方法に制限があったりするが、「林地」と「非林地」の両方で操業することが可能である[寺内2016:44-45](図1)⁵⁾。調査当時(主に2010年、2011年)、多くの石炭企業がBS村に進出する計画を立てていたが、「林地」に進出するB社、T社、F社の操業のみが始まっている状況であった。

5) 「林地」は森林機能に応じて分類されている。石炭企業は「保全林(Hutan Konservasi)」と分類される森林でのみ事業許可を取得することができない。

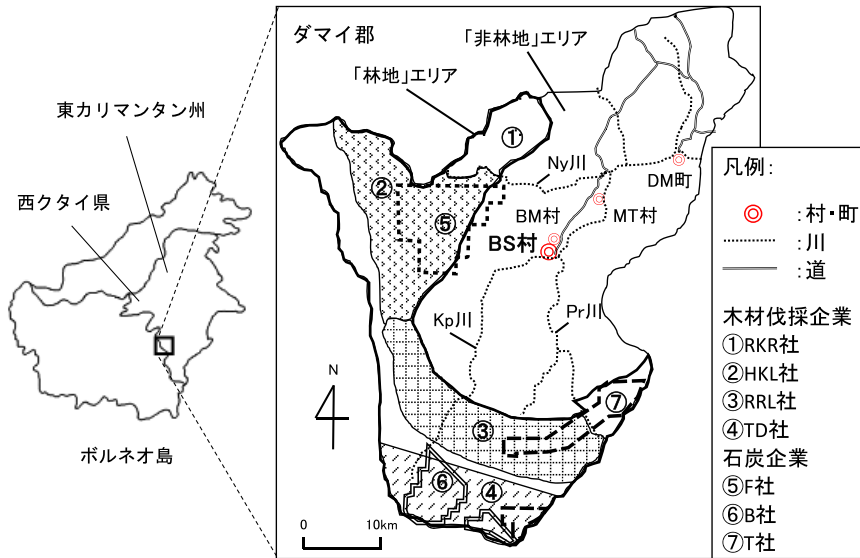


図1 調査地の地図

注：東カリマンタン州と西クタイ県は2013年以前の行政区分を使用している。ダマイ郡の地図には簡略化のため本文に登場する村、町、石炭企業しか掲載していない。木材伐採企業はすべて掲載している。アブラヤシ農園企業も存在するが、地図には掲載していない。

出典：西クタイ県鉱物・エネルギー局と西クタイ県林業局の資料を基に筆者作成

III 地方分権化・民主化以前の社会組織と資源利用

1 社会組織

BS村は1909年に行政村になった。1909年以前は村の上流に複数の長大家屋が点在する状況であった。長大家屋単位、もしくは長大家屋の中の家族単位で頻繁に利用する流域が存在し、そこはブヌア語でエウエイ・トゥウェルットゥン (Ewai-Tuwelent) と呼ばれていた。直訳すると「よく行く場所」という意味になる。現在もその先祖の子孫たちが、先祖が利用していた流域で資源利用を継続している。本稿では特定の先祖の子孫たちが利用する流域を「慣習地」と表記し、流域を利用する子孫たちを「相続集団」、個々の子孫を「相続者」、子孫にあたらぬ人を「非相続者」と表記していく。

実は、地方分権化・民主化以前は、「相続集団」という血縁集団は認識されていなかったし、「相続集団」という言葉すら存在しなかった。ブヌア社会は父方、母方の両方の系譜をたどる双系的な社会である。ある先祖を系譜の頂点とする全子孫がその先祖の相続集団に属することになる⁶⁾。しかし、現在では世代や通婚が進み、誰がその相続集団に属するのか、特定が困難な

6) 文化人類学では、ある先祖を頂点とする全子孫をその先祖のコグナティック・ストック (cognatic

現状にある。相続集団のメンバーが複数の村にまたがって存在していたり、行政村の領域外の慣習地を利用することも行われている。また、子供は父、母は当然のこと、その両方の祖父母、それより前の先祖の慣習地を利用することが可能になるので、人々は複数の慣習地を利用できるような現状にある。すなわち、ある先祖をもとに、メンバーの境界が明確で、メンバーシップの重複のない血縁集団を組織することは不可能な状況にあるのである。しかし、詳しくは後述するが、地方分権化・民主化以降、人々は「相続集団」というメンバーの境界が明確な血縁集団を組織するようになる。

2 資源利用制度⁷⁾

2-1 慣習地の境界認識

地方分権化・民主化以前は、人々は慣習地の境界（川の流域を分ける稜線）を明確に認識していなかった。基本的に川の近くで焼畑や森林産物採集を行っていたので、慣習地の境界を認識する必要性は低かったのである。また、川から離れた稜線（慣習地の境界）は鬱蒼とした森林に覆われ、そもそも稜線（境界）を見つけることが困難だった。

人々は川や慣習木に名前を付け、それらを手掛かりにそれぞれの相続集団の慣習地を特定していた。慣習木とはハチの巣がなり、蜂蜜採集が行われる樹木のことで、慣習法によって伐採が禁止されている。人々は慣習地を境界が明確な「流域（面）」として認識しているのではなく、「川（線）」と「慣習木（点）」を目印に、そこからぼんやりと周囲に広がる「境界が不明瞭な空間」として認識していたのである。その証拠に、詳しくは後述するが、地方分権化・民主化以降、各相続集団の慣習地の特定と慣習地の境界の明確化が進むのだが、相続集団がその流域を慣習地として利用してきたことを証明する根拠として、川と慣習木の名前、その位置が書類に明記されていた。特に慣習木の名前は相続集団の先祖が付けた名前であり、名前に由来が存在する。慣習木の名前は過去から



写真1 慣習地の目印になる慣習木
出典：筆者撮影

stock) または双方的ストック (bilateral stock) という。

7) 本節は寺内 [2017: 84-89] の内容を要約し、さらに加筆したものである。なお、ここでいう資源利用制度は、会議などの「対話の場」で決められ、合議の結果は集団内で共有されているというものではない。日常の資源利用の実践の中で身につけた習慣や暗黙の了解といったものである。

利用してきたことを証明する重要な根拠なのである。これらのことから、過去から川と慣習木が慣習地を特定する目印になっていたことがわかるであろう。

2-2 原生的森林の利用制度

慣習地にはブヌア語でベンカール (Bengkar) と呼ばれる原生的森林が存在する。ベンカールの認識の仕方は村人によって若干異なるが、多くの人は非木材林産物の採集や樹木の択伐などの人為が及んでいるが、焼畑が行われたことがない大木からなら天然林をベンカールと呼んでいる。後述のように焼畑を行った人が焼畑跡地を所有することができるという慣習が存在することから、焼畑が行われたことがない原生的森林は特定の所有者がいない森林ということになる。

相続者は慣習地の原生的森林で自由に焼畑を造成することができる。また、森林産物の採集も自由に行ってよいとされている。

非相続者は基本的に自身の慣習地以外での資源利用を遠慮する。しかし、双系的な社会であるがゆえに多くの人は複数の慣習地を利用することが可能になっている。もし非相続者が慣習地としていない原生的森林で焼畑や森林産物を採集したい場合、相続集団の年配者に報告し、収穫後、収穫物の一部をお礼に提供する方がよいとされている。しかし、実際は報告がなくても黙認され、収穫物の提供も行われていない。非相続者が提供しようとしても相続者が非相続者のことを思い、受け取りを拒否することもあったという。

以上のことから、原生的森林の利用制度について次のような特徴を見出せる。各相続集団の慣習地が存在し、非相続者は自身の慣習地以外での資源利用を遠慮することから、非相続者の原生的森林の利用に対して弱い排除が働いている。しかし、実際は非相続者の利用は許容されることが多かった。また、相続集団内の人々の利用を規制するルールも存在しなかった。すなわち、原生的森林は半オープンアクセスかつルーズなコモنزであったといえる。さらに、双系的な社会であるがゆえに、誰が相続集団に属し、その慣習地の原生的森林を利用してよいのかははっきりしない状況であった。利用者のメンバーシップすら不確定だったのである。以上の特徴を総括して、民主化・地方分権化以前の原生的森林を、これから「あいまいなコモنز」と表現していくこととする。

2-3 慣習的な私的所有地の利用制度

ブヌア社会では、相続者、非相続者を問わず、一度誰かが原生的森林で焼畑を行うと、焼畑を行った人がその焼畑跡地を私的所有することができるという慣習法で定められている⁸⁾。焼畑

8) 土地登記が行われていないので、政府公認の私的所有地ではない点に注意が必要である。土地登記が行われていないが、慣習法で私的所有が認められている土地を本稿では「慣習的私有地」と記し、所

跡地はブヌア語でクラッ（Kurat）と総称され、ラタン園、ゴム園、果樹園などの樹園地として利用されたり、有用樹を何も植えないが、薪や薬草採集などが行われる焼畑休閑林として利用されている。慣習的所有者はその樹園地・休閑地を他人へ（非公式に）売却することもできる。非所有者が無断で他人の慣習的私有地を利用した場合、慣習法で罰される。慣習的土地所有者が他村に移り住んでも、その慣習的所有権を失うことはない。すなわち、慣習的私有地では排他的な使用、収益、処分の権能を兼ね備えた近代的な所有権が保障されているのである。慣習的私有地の相続は、分割して、男女平等に均分相続することが慣習となっている⁹⁾。

もし非所有者が他人の慣習的私有地を利用したい場合、慣習的所有者に報告しなければならない。慣習的所有者は利用依頼を拒否することも可能だが、利用目的（自給用か、販売用か）、社会関係（血縁関係の近さ）、相手の生活事情を考慮して、無償で利用を許可したり、条件付きで利用を許可することもある。条件付きの利用とは、休閑林での焼畑を認めるが、土地貸借という形で1年間の陸稲生産しか認めなかったり、ラタン園・ゴム園の利用を認める代わりに収益を分収する条件を課すなどである。利用目的が自給目的であったり、所有者と非所有者が近い血縁関係にあったり、非所有者の生活が困窮している場合には、非所有者の利用依頼が受け入れられることが多い。利用目的、血縁関係、相手の生活事情を考慮せずに、非所有者の資源利用の依頼を拒否した場合、慣習法で罰されることはないが、「トゥラシ（Terasi）がない」と非難されることになる。トゥラシ（Terasi）とは「相手のことを思いやる」「同情する」という意味のブヌア語で、ブヌア社会では「トゥラシ」を感じ、寛容に振る舞うことが求められている。「トゥラシ」に反する行為を行った場合、立場が逆転した時に、同じように「トゥラシ」に反する対応を受けることになると考えられている。

以上のような慣習的私有地の資源利用の実態から、所有者と非所有者の間に固定的な境界を設定せずに、相手との関係や相手の事情に応じて、非所有者の資源利用を柔軟に許容する社会の特徴を見出すことができる。原生的森林の資源利用においても、非相続者の利用に対して寛容に振る舞われており、同様の特徴を確認することができた。十分な理由がない状況で非権利者（非相続者・非所有者）の資源利用を拒否する行為、すなわち権利者（相続者・所有者）と非権利者の境界を主張する行為は、社会の調和を乱し、苦痛を生じさせる行為なのである。

所有者を「慣習的（土地）所有者」と記すようにする。また、後述するように慣習的私有地が売買されているわけだが、政府が公認していない非公式な売買である点にも注意が必要である。

9) 慣習的所有者が土地を相続する前に死亡するなど、分割相続されていない土地も存在する。そのような土地は、所有者の子供たちによって共同利用されている。この親族共有地の資源利用の実態は〔寺内 2017〕にて詳細に報告しているので、そちらを参照していただきたい。本稿では考察に大きく関わってこないため記述を省略する。

IV 地方分権化・民主化以降の森林コモنزの軌跡

1 地方分権化・民主化の影響

1998年に中央集権的なスハルト政権が崩壊し、地方分権化・民主化が進んでいく。この流れの中で、BS村では森林産物採集許可(以下、HPHH)事業が実施されるようになる¹⁰⁾。また、村人は木材伐採企業から利用料を、石炭企業から補償金を獲得するようになる。これらの展開を通して、木材伐採下にある原生的森林(森林コモنز)と石炭開発下にある原生的森林(森林コモنز)は異なる軌跡を歩むことになるのだが、ここではその背景にあたる地方分権化・民主化による法制度・社会状況の変化を明らかにしていく。

1999年法律22号「地方行政法」によって国家、州、県・市の役割と権限が規定され、県・市の権限の比重が大きくなった。また、スハルト政権時代に制定された1967年法律第5号「林業基本法」は1999年法律41号「林業法」に改訂され、その新「林業法」の中で「森林行政に関わる権限の一部を県政府に移譲すること」が明記された。これらの法律に基づき、全国の地方政府(県)が独自にHPHH事業を発行できるようになった。さらに、西クタイ県知事は「森林産物採集権の許可発給方法に関する2000年知事令4号」を発令し、村外の者(企業含む)がHPHH事業を申請するにあたっては、村人と利用料などについて協議し、協力することが義務付けられた。この知事令によって村人は企業と対等に協議し、企業に事業の協力を依頼することが可能になった[井上2003: 150-151, 154]。この流れの中で、BS村でもHPHH事業が実施されるようになったのである。

西クタイ県ではHPHH事業は2005年に中止されることになるのだが、BS村の村人は「林地」で操業する木材伐採企業と交渉し、利用料を獲得している。この利用料は企業と相続集団の交渉で決まっており、相続集団によって利用料が異なっている。また、村人は「林地」で操業計画を立てる石炭企業から補償金を獲得している。上述のように木材伐採企業や石炭企業が操業する「林地」は林業省が管轄する国有林である。なぜ企業は先住民に利用料や補償金を支払うのだろうか。以下、先住民の権利と木材伐採・石炭開発に関する法律を確認していく。

林業法には、地域の慣習法が存在するならば、国民の利益に反しない限りにおいて、それを尊重すべきこと、慣習共同体が国有林(林地)の一部である慣習林を管理する権利を有することが明記されている[井上2004: 97-98]。そして、2013年5月16日、憲法裁判所の判決によって「慣習林は慣習共同体エリアの中に位置する国有林である」という林業法第1条6項は、「国有林」という用語を削除して「慣習林は慣習共同体エリアの中に位置する森林で

10) 森林産物採取許可は Izin Pemungutan Hasil Hutan という許可だが、通称、Hak Pemungutan Hasil Hutan と呼ばれている。本論考では、HPHH 事業と表記する。

ある」へと修正された。この判決によって、環境林業省は2013年7月16日に林業大臣通達(2013年第1号)にて所有主体による森林類型を国有林、慣習林、私有林の3類型に変更している。以上のことから林業法では先住民(慣習共同体)の森林に対する配慮がなされていることがわかる。しかし、「林地」にある森林を慣習林と承認してもらうためには厳しい要件や行政手続きが必要になり、困難が伴う[井上2014:24]。BS村ではこの「慣習林」承認の手続きは行われていない。

石炭開発に関しては、スハルト政権時代に制定された1967年法律11号「鉱業法」が2009年法律4号「鉱物・石炭鉱業法」に改訂されている。鉱物・石炭鉱業法145条には、鉱山事業によって悪影響を受ける地域住民は補償金を獲得する権利を有することが明記されており、旧法律である鉱業法25/26条にすら、鉱山事業者は採掘地の土地の権利者に補償金を支払う義務があると明記されている。しかし、鉱物・石炭鉱業法に従った場合、立ち退きなどの直接的な悪影響が地域住民に及ぶ場合は確実に補償金の対象となるが、BS村のように村から離れた上流の原生的森林地域で石炭採掘を行う場合は、悪影響が地域住民に及ぶのか企業との話し合いや交渉が必要になるであろう。また、旧法律である鉱業法に従った場合でも、BS村の石炭企業B社、T社、F社が操業計画を立てる土地は「林地」であり、土地の権利を公式に主張するためには上述の「慣習林」として政府に承認されている必要がある。すなわち、どちらの法律もBS村の村人が企業から補償金を受け取ることを確実に保障するものとはなっていないのである。

1960年法律5号「土地(農地)基本法」は、国家が土地、水、その上空と包蔵される天然資源の配分・利用・供給・保全を調整し、法的関係・行為を調整する権限を有すると定め、それらに対して有効な土地法は、国民と国家の利益、インドネシア社会主義、この法律とその他の法律・規律に反しない限り、慣習法とすると定めている[水野・クスマニンチャス2012:34-35]。有効な土地法は先住民(慣習共同体)の慣習法であると定められていることを根拠に、BS村の人々が権利を主張し、企業が利用料や補償金を支払っている可能性はあり得る。しかし、「国民と国家の利益、インドネシア社会主義、この法律とその他の法律・規律に反しない限り」という条件が付けられており、どこまで先住民の権利が優先されるのか不明である。1999年林業法41号にも「国民の利益に反しない限りにおいて」という文言があり、同様のことを指摘できる。事実、スハルト独裁政権時代には「国益」のために伐採企業や農園企業の開発が優先され、先住民が権利を主張することは困難であった[中島2011:69;水野・クスマニンチャス2012:35]。石炭企業は補償金を支払うどころか、たとえ村人が開発に反対したとしても、「国民のエネルギー需要の充足のため(国民の利益)」として開発を強行することが可能なのである。

以上の法制度の考察から、各法律の中で先住民(慣習共同体)への配慮が明記されている

ものの、BS村の事例においては、企業の利用料・補償金の支払いを決定づける形にはなっていないといえる。そのような状態であるが、村人が利用料・補償金を企業と強く交渉するようになったのは、法律面以外での民主化と地方分権化の影響が大きいと考えられる。村長が「石炭企業が補償金を支払わないようならデモを行う。企業は操業をスムーズに行いたいから補償金を支払う」というように、スハルト政権崩壊後の民主化の風潮の中で、たとえ法律での権利保障は不完全であっても、村人は先住民の権利を企業に主張するようになった。

また、地方分権化の中で、西クタイ県の先住民の有力者が地方（県）政治で権力を獲得し、村人の利益をバックアップする体制が整っている。BS村からは西クタイ県の官房長（2010年当時）、西クタイ県地方議会の議長（2013年当時）、副議長（2013年当時）の3人の地方政治家を輩出している。筆者は、村人が準備した木材伐採企業に利用料支払いを催促するための書類を確認したことがあるが、その書類の中に、地方議会議長からのレターも含まれていた¹¹⁾。地方議会議長から伐採企業に圧力がかかっていたのである。また、石炭企業の場合、2009年鉱物・石炭鉱業法によって、県の領域内で操業を計画している場合は、企業は県知事から事業許可を取得することになっており、企業は地元出身の地方（県）政治家の発言を無視できない状況にあるのである。

地方分権化・民主化以降、以上のような法制度・社会状況の変化の中で、村人はHPHH事業を利用して、木材伐採を行うようになっていたり、企業の開発に対して有利に交渉し、利用料・補償金を獲得するようになっていた。このような展開の中で、木材伐採下の原生的森林（森林コモンズ）と石炭開発下の原生的森林（森林コモンズ）は異なる軌跡を歩むことになったのである。次節からその実態を明らかにしていこう。

2 木材伐採下の森林コモンズの軌跡

2-1 森林産物採集許可（HPHH）事業の実施

2000年からBS村と隣村のBM村の人々はHPHH事業に取り組むようになる。HPHH事業は個人もしくは組合に与えられる事業許可であるが、資金・技術がある企業と協働して実施することになった。行政手続きや企業との連絡役など、事業を牽引したのはIk氏であった。Ik氏は企業に12万ルピア/立方メートルの利用料を支払うことを合意・契約させ¹²⁾、2002-03年にPr川上流で二度の伐採を実施した。1度目の伐採で10億ルピアの利用料を獲得し、BS村とBM村のすべての村人に50万ルピアが分配された。2度目の伐採でも10億ルピア

11) また、2013年6月26日にBS村の村人とアブラヤシ農園企業との間に衝突が起き、村人の中に逮捕者が出た。地方議会議長が働きかけ、逮捕された村人が釈放されたという話を東カリマンタン州のムラワルマン大学社会林業センターのスタッフから聞いている。

12) 12万/立方メートルの内訳は、村人のために10万ルピア/立方メートル、HPHH事業の幹事役の村人に2万ルピア/立方メートルである。

の利用料を獲得し、今度は両村のすべての世帯に 500 万ルピアが分配された。

2003 年に Pr 川上流での伐採が終了し、少し下流で 3 度目の伐採を行おうとしたとき、その流域を慣習地としている相続者たちが利用料を村人全員に分配したくないと主張した。Ik 氏は、相続者だけに分配するといっても相続者が村外にいたり、誰が相続者なのか特定が困難で混乱を招く恐れがあること、村内のすべての村人に平等に分配する方が問題が起きなくてよいことを主張した。しかし、その土地を慣習地とする相続者は全員に分配することを拒否した。これをきっかけに、3 度目以降の HPHH 事業はそれぞれの相続集団がそれぞれの慣習地で実施し、相続集団内で利用料を分配するというやり方に変わった。当時を回想しながら、Ik 氏は次のように語った。

昔からエウエイ・トゥウェルトウンは存在したが、その流域の資源利用がその人々に制限されるということではなかった。誰の森でもなかった。みんなの森だった。3 度目の伐採時に Yp 氏らが相続者のみに利用料を分配する「相続集団システム」を主張しだした。村人全員に分配するほうが良いと言ったが、「相続集団システム」になった

(2014 年 3 月 20 日、Ik 氏への聞き取り調査より)

以上の Ik 氏の発言からも、HPHH 事業の伐採が始まる以前（民主化・地方分権化以前）は、原生的森林は、利用の制限がほとんどなく、利用者（相続者）のメンバーシップが不明確な「あいまいなコモنز」として存在していたことを確認できる。この相続者のメンバーシップが不明確であるがゆえに、2 回目までの HPHH 事業の利用料は村人全員に分けられていた。すなわち、「あいまいなコモنز」は一時的に「村のコモنز」として扱われたのであった。しかし、HPHH 事業を通して巨額の利用料を獲得できるようになり、原生的森林に対する経済的な意識が高まることで、3 回目の伐採以降は「相続集団のコモنز」として扱われるようになったのであった。

Ik 氏は、3 回目の伐採時の利用料の分配方法について Yp 氏と話していた時に、「相続集団（クロンポック・ワリサン：Kelompok warisan）」という言葉は初めて聞いたという。この「クロンポック・ワリサン」はインドネシア語であり、ブヌア語で「クロンポック・ワリサン」に当たる言葉は存在しない。すなわち、この時初めて相続集団という人間集団が社会で概念化されたということになる。

また、ブヌア語の「エウエイ・トゥウェルトウン」という言葉はもともと「よく行く場所」という意味で使用されていたが、現在は「先祖を共有する相続集団が利益を享受する権利を有す場所／利益を享受する権利」という意味で使用されるようになっている。調査当時、BS 村では慣習地の境界をめぐる相続集団間で衝突が起きており、訴訟問題にまで発展し

ていた。相続者が準備した裁判に提出するための書類を確認したところ、書類には慣習地の境界を示す地図が書かれており、そこに相続集団の先祖の名前と「Ewai-Tuwelent = Tana Ulayat」と記されていた。裁判官がブヌア語の「エウエイ・トゥウェルットウン (Ewai-Tuwelent)」という言葉を理解できるように、インドネシア語の「タナ・ウラヤット (Tana Ulayat)」という訳を当てていたのである。「タナ・ウラヤット」とは、「慣習地」を意味するインドネシア語で、先住民が土地の権利を企業に対して主張する時に、この言葉がよく使用されている。また、慣習法長に「エウエイ・トゥウェルットウン」のインドネシア語訳を尋ねたところ、「相続権 (ハック・ワリサン : Hak warisan)」とも訳したことがあった。

以上のことから、HPHH事業が実施される中で、メンバーの境界が存在する血縁集団(相続集団)が形成されるようになり、相続集団の慣習地に対する権利意識が高まったことがわかる。しかし、上述のように世代と通婚が進んだ双系的な社会では、メンバーの境界が明確な血縁集団を組織することは困難であり、利用料の分配対象になる相続者は無数に存在するのが実情である。このことに起因して、次のような問題が生じるようになっていた。

故L相続集団では、故L氏の子孫であるLy氏、St氏、Am氏、Gs氏が村に現存し、彼ら・彼女らとその子供たちが故L相続集団に属していた。故L氏の慣習地の原生的森林でHPHH事業が開始され、その利用料は本来、4人をトップとする子孫に平等に分配されるはずが、Ly氏が「自分が個人的に相続した慣習地である」といい、利用料をLy氏の子孫たちで独占するという問題が起きていた。当然ながら、St氏、Am氏、Gs氏からは不満の声が挙がっていた。利用料の分配対象になる相続者が多く、個人的に独占したくなつたのであろうと考えられていた。

2-2 木材伐採企業 HKL 社への対応

2007年、木材伐採企業 HKL 社が Kp 川の二次支流 Ng 川で伐採を開始することになり、誰に利用料を支払えばよいのかと BS 村役場に相談を持ちかけてきた。操業地の一部は故 Nt 相続集団の慣習地の原生的森林であったことから、村の役人は故 Nt 相続集団に相続集団のメンバーを特定するよう要請した。以下、この HKL 社の利用料をめぐる問題を、HKL 社と故 Nt 相続集団の連絡役を担っていた Mh 氏の話に基づいて説明する¹³⁾。Mh 氏の相続集団内での発言力は強く、集団内の中心人物である。

故 Nt 相続集団内では、世代が進んでいたことから、誰が相続集団のメンバーなのか不明確な状況だった。故 Nt 相続集団内の長老が集まり、会議を開いた結果、7人の長老をトップとするその子孫たち(以下、子孫グループ)が相続集団の対象になることが明らかになった。そして、企業から支払われる利用料は全世界帯に均等に分配されることに決まった。

13) 聞き取り調査は 2011 年 2 月 26 日に実施した。

HKL 社が故 Nt 相続集団の慣習地で木材伐採を行い、利用料が支払われた。長老 Tg 氏の子孫グループが企業からの利用料 1 億 2,000 万ルピアを預かり、世帯当たり 80 万ルピアが分配された。しかし、後になって企業の書類を確認すると支払額は 2 億ルピアと記されていることが分かった。Mh 氏は、長老 Tg 氏の子孫グループが 8,000 万ルピアを着服したのであると考えていた。

次の伐採で企業から故 Nt 相続集団に利用料 1 億 7000 万ルピアが支払われた。しかし、上述の長老 Tg 氏の子孫グループと、(Mh 氏いわく) 相続集団外の人たちが独占してしまい、残りの長老 6 人の子孫グループには利用料が分配されないという問題が生じた。Mh 氏は今後このような問題が起きないように 7 人の長老をトップとした子孫グループではなく、15 人の長老をトップとした子孫グループに細分化する予定でいた。グループを増やせばグループ間の監視の目が増え、着服や不正がなくなるだろうと考えたからであった。

また、HKL 社の伐採キャンプを訪れた時、SI 氏に出会った¹⁴⁾。HKL 社は故 Ny 相続集団の慣習地の一部でも操業計画を立てており、SI 氏は故 Ny 相続集団の慣習地内の木材の利用料が、他の相続集団に支払われないように 1 ヶ月以上見張っていたのであった。企業の伐採区画は地図に機械的に線を引いて、格子状に区分けされており、流域の稜線をまたいで設定されている箇所もある。その場合、同じ伐採区画からの木材であっても、利用料の支払い対象となる相続集団が異なってくるのである。利用料をめぐり、人々がいかに神経質になっているかがわかる事例である。

1 ヶ月以上も伐採キャンプで見張りをしている SI 氏は、次のような経験を有していた。SI 氏は Ny 川の支流 Pd 川を慣習地とする相続集団にも属しており、HKL 社は Pd 川でも伐採を行っていた¹⁵⁾。HKL 社からの利用料を受け取れるはずが、SI 氏と“はとこ”の関係にある人と、DM 町の (SI 氏いわく) 相続集団外の人が利用料を独占してしまった。SI 氏は利用料を独占したはとこに抗議したが、はとこは「自分たちと DM 町の人たちが相続者であって、相続集団外なのは SI 氏である」と言ってきたという。SI 氏は、はとこが相続集団内の多くの人々に利用料を分配したくないことから、DM 町の一部の人たちと結託したのであらうと考えていた。SI 氏は企業、警察や郡役場にこの利用料の問題を訴えたが取り合ってもらえなかった。利用料支払いの対象になる木材がまだ伐採現場に残っていたので、不正な利用料の支払いがこれ以上進まないように、SI 氏は木材搬出道路を封鎖し、木材が貯木地に運ばれないようにした。しかし、それによって SI 氏は企業活動の妨害をしたとして警察に逮捕され、約 7 か月間牢屋に入れられることになったという。

14) 聞き取り調査は 2011 年 2 月 3 日に実施した。調査当時、SI 氏は県庁所在地近辺の村に住んでいた。

BS 村の近くの MT 村出身で、BS 村の人々と血縁関係を有している人である。

15) Pd 川の慣習地は BS 村の領域外ではあるが、BS 村の一部の人々も、この慣習地の相続集団に所属している。

2-3 木材伐採企業 RRL 社への対応

2007年から木材伐採企業 RRL 社が Kp 川の支流 Ap 川と支流 Ph 川で操業を計画していた。Ph 川は複数の相続集団の慣習地となっているにもかかわらず、ある学歴の高い相続集団の代表が、Ph 川全流域を自分たちの慣習地であるとして企業と交渉し、利用料を独占しようとしていた。危機感を持った当時の村長 Pt 氏が 2009 年 11 月 17 日に村会議を開き、Ap 川と Ph 川の相続集団の特定と慣習地の境界を明確にする作業を行った。この会議には BS 村の村人のみならず、他地域に住む相続者も参加した。しかし、企業の木材伐採計画が立ち上がる前は、村人たちの慣習地の境界認識はあいまいであったため、慣習地の境界を明確化するプロセスにおいて、村人間での認識のズレが顕在化した。最終的に相続集団の慣習地が明記された Ap 川と Ph 川の流域地図が作成され、慣習的な契約儀礼を行い会議は終了した。しかし、実際は慣習地の境界に納得していない相続者が依然として多く存在する状況であった。

2-4 木材伐採企業 TD 社への対応

2010 年 12 月 9 日、TD 社の利用料の分配をめぐる問題が発生し、会議が開催されていた。問題発生の経緯を 2001 年から 2010 年にかけて村長を務めていた Pt 氏への聞き取り調査の結果から説明していく¹⁶⁾。

図 1 でも明らかなように TD 社は BS 村領域内の最も奥地で操業している。伐採が行われたのは Kp 川の支流 Tn 川であるが、ここは特定の相続集団の慣習地になっていない流域だった。TD 社が操業するということが、当時の村長である Pt 氏の呼びかけで、2009 年 6 月に会議を開催し、どのように利用料を分配するのか、話し合いがもたれた。結果、Kp 川の上流域には故 Mm 氏の 3 人の子供たちを先祖とする相続集団が存在し、それぞれ別々の流域を慣習地としていたことから、Tn 川流域はこの 3 つの相続集団の共有地として扱い、利用料は平等に分配するという事になった。言い換えれば、3 つの相続集団の先祖の親である故 Mm 氏の相続集団を創り出したのである。3 つの相続集団の代表 (Dh 氏、Ir 氏、Db 氏) が集まって、合意書も作成したという。しかし、TD 社が支払った利用料を、Dh 氏と Ir 氏が代表を務める相続集団が受け取り、Db 氏が代表を務める相続集団に利用料を分配しようとしなかった。そして、Db 氏が申し立てし、2010 年 12 月 9 日に会議が開催されていたのであった。以上が問題発生の経緯である。

この申し立ての問題解決にあたったのは 2010 年から新しく村長に就任した Rd 氏であった¹⁷⁾。現村長 Rd 氏と前村長 Pt 氏の Tn 川の相続集団の慣習地に関する認識は食い違っていた。Rd 氏いわく、上述の Ap 川や Ph 川と同じように、Tn 川の各支流は 7 つの相続集団のそれ

16) 聞き取り調査は 2010 年 12 月 9 日と 12 月 28 日に実施した。

17) Rd 氏への聞き取り調査は 2010 年 12 月 9 日に実施した。

ぞれの慣習地になっており、TD社の操業はDh氏の相続集団の慣習地とIr氏の相続集団の慣習地にまたがっていたという。なぜ前村長Pt氏が、Dh氏とIr氏の相続集団が受け取れる利用料を、他の相続集団に分配する合意を結ばせたのか理解できないと言っていた。

2010年12月9日の会議には利用料の分配を拒むDh氏とIr氏の相続集団が出席しなかったため、何も解決策を決めることができなかった。Rd氏は他の5つの相続集団の慣習地でTD社の伐採が行われる時、その利用料をDh氏とIr氏の相続集団にも分配する合意を結ばせることで、今回の利用料を分配するようDh氏とIr氏を説得し、問題解決を図ろうと考えていた。つまり、Tn川に存在する7つの相続集団全員で、TD社の利用料を分配し合うように促していたのであった。

Tn川の相続集団の慣習地に関して前村長Pt氏と現村長Rd氏のどちらの認識が正しいのかわからない。しかし、この事例を通して、BS村の領域のすべての流域が特定の相続集団の慣習地になっているわけではないこと、場合によっては各相続集団の先祖の親を基準に、新しく相続集団を創出することがあること、人々の間で相続集団の慣習地に対する認識が食い違っていることを確認することができる。

2-5 小括

木材伐採下の森林コモنزがどのような軌跡を歩んだのか小括しておきたい。民主化・地方分権化以前は、相続者たちの原生的森林に対する経済的な意識は低く、非相続者に対して弱い排除は働くものの、実際の排除は行われず、原生的森林はほとんどオープンアクセスの状態にあった。また、相続集団内の人々の利用を規制するルールは存在せず、相続集団のメンバーシップすら不明確な状態であった。そのような「あいまいなコモنز」からHPHH事業を通して、巨額の利用料が生み出されることになった。相続者のメンバーシップが不明確であることから、最も混乱のリスクが少ない利用料の分配方法として、村人全員に均等に分配する方法が採用された。すなわち、「あいまいなコモنز」は一時的に「村のコモンズ」として扱われたのであった。しかし、相続者たちの原生的森林に対する経済的な意識が高まったことや、企業から利用料支払いのための相続集団特定の要請があったことから、原生的森林は「相続集団のコモンズ」として再編されるようになったのであった。

巨額の利用料が支払われることになり、相続集団内で着服などの問題が生じるようになった。また、相続集団のメンバーシップの境界をめぐる問題が親族間で生じるようになった。世代と通婚が進んだ双系的な社会においては、メンバーシップの境界が明確な血縁集団（相続集団）を組織することは困難で、メンバーシップの境界策定は恣意的にならざるをえない。その境界で利用料を受け取れる人と受け取れない人が分かれることから、親族の関係性に深刻な披裂を生むようになっていた。また、慣習地の境界の明確化の中で、相続集団間で慣習

地の境界をめぐる問題も生じている状況にあった。

3 石炭開発下の森林コモنزの軌跡

3-1 石炭企業 B 社と T 社の操業に対する焼畑民の対応¹⁸⁾

ダマイ郡の隣のベンティアン・ブサル (Bentian Besar) 郡では、ダマイ郡に先立って石炭開発が行われ、石炭企業は採掘地の慣習的土地所有者に補償金を支払っていた。数千万ルピアを手にする人が続出し、中には1億ルピアを手にした人もいるという情報が BS 村に広がっていた。BS 村の村人たちは、BS 村領域内で操業予定の石炭企業 B 社・T 社の進出予定地で、焼畑、伐採だけして陸稲生産を行わない森林開拓、森の中の大木に境界の印をつけて森を囲い込むなどして慣習的所有権を主張するようになっていた。自称、BS 村で最も早く森林開拓を行った Os 氏は、2004年5月6日に石炭企業 B 社の操業予定地に船外モーター付きの船で2日かけて行き、約1週間かけて森林内の小径木伐採を行ったという。ベンティアン・ブサル郡の友人・親族からの情報や、石炭企業 B 社の労働者や政府役員から B 社進出予定地の地図を入手し、森林開拓の場所を決めたという。村人はだいたい数週間、中には1カ月間森に住み込んで焼畑や森林開拓を行っていた。単独で行うこともあれば、グループで焼畑や森林開拓を行うこともあった。村人に労賃を支払って、伐採作業を代行してもらうこともあったという。焼畑や森林開拓、森の囲い込みは2004年から筆者が確認できた2010年3月まで継続されていた。B 社・T 社進出地域のほとんどすべてで慣習的土地所有権を明示する痕跡が作られていると村人はいつていた。

石炭企業 B 社・T 社の進出予定地域は故 MI 相続集団の慣習地である。しかし、故 MI 相続集団の人々のみならず、非相続者も相続集団内の人に許可を得て、焼畑や森林開拓を行っていた。また、相続集団内の人に同行し、協働で伐採労働を行うことで土地を分け与えられていた。故 MI 相続集団の代表格の Ik 氏は「すべての人の利用を受け入れていた」と言っていた。相続集団の権利意識は低く、非相続者であっても慣習的私有地を獲得することができていたのである。

村外者も様々な方法を通して土地・補償金を獲得しようと働きかけていた。村外者が焼畑や森林開拓に必要な費用とバイクを提供し、村人が焼畑・森林開拓を行い、その村人が土地の補償金を獲得した時に、費用とバイク代を補償金から差し引き、残りの補償金をその村人と村外者で分収するという協働事業を行っていた。また、村人の慣習的所有地を非公式に購入したり、村外者の携帯端末やバイクと村人の慣習的所有地を交換するなどして土地を獲得していた。村人の方からそのような出資者、土地購入者、交換を希望する人を村外に探しに行くこともあった。村人間でも土地の売買や、土地とバイクの交換も行われていた。

18) 本項は寺内 [2016] の内容に加筆修正する形で執筆している。

石炭企業 B 社は 2008 年に土地計測と採掘予定地の慣習的土地所有者の確定作業を行った。そして、2009 年に郡政府・村政府の調整のもと、企業は 1,000 万ルピア/ヘクタールの補償金を支払うことが取り決められ¹⁹⁾、552ha 分の補償金が支払われた。最小でも 560 万ルピア、最大で 4 億ルピア、平均で 7,122 万ルピアの補償金を獲得する村人が出現していた。さらに B 社は、2011 年当時、1,448 ヘクタール分の慣習的土地所有者の確定と補償金の支払いを行う予定でいた。石炭企業 T 社も、2011 年当時、採掘予定地の慣習的土地所有者の確定作業を行う予定でいた。

土地を開発されることに対する補償金（損害賠償）だが、村人は「損」をする気持ちを抱いておらず、むしろ「得」をしていると考えていた。彼らにとって石炭企業 B 社・T 社が進出するエリアは村から離れた奥地の原生的森林地域で、利用しにくい森である（図 1）。その利用しにくい森から高額な補償金を獲得できるのは村人にとって喜ばしいことなのである。村人は石炭企業進出予定地の焼畑や森林開拓を「宝くじを買うようなもの」と表現することがあった。石炭企業は政府から鉱業事業許可を取得しても、そのエリアのすべてを開発するわけではない。そのため、村人が費用をかけて焼畑や森林開拓を行っても、その土地が開発対象地にならない場合は補償金が手に入らないのである。

以上のように積極的に石炭開発を受け入れる側面を有す一方で、消極的に受け入れる側面も有していた。村人の中には将来の焼畑のための原生的森林が減少することや、生活用水でもある河川の水が汚染されることを不安に感じる村人がいた。しかし、原生的森林を守るために石炭開発に反対する動きはない。その理由は、開発に反対しても企業は聞く耳を持ってくれないとあらかじめ決めていたからである。上流の原生的森林地域は村から離れており、村人は時々訪れて、沈香採集や狩猟を行う程度であった。焼畑を行ったり、焼畑跡地に樹園地を造成していれば、土地利用を行っていることが一目瞭然となり、先住民の権利を訴えやすい。しかし、沈香採集や狩猟を行う程度では、企業の目には「利用していない森」と映ることになり、先住民の利用や所有を根拠に開発を阻止することは困難だと考えていた。そして、何も得られずに原生的森林を失うくらいなら、焼畑や森林開拓を行って、補償金を獲得したほうがましだと考えていたのであった。

実際は、たとえ焼畑などの目に見える土地利用を行っていなくても、先住民は伝統的に利用・管理してきた森を「慣習林」として、その法的所有権を政府に請求することが可能である。しかし、このような法律を知っている先住民はほとんどおらず、上述のように、仮に知っているてもその承認プロセスでは厳しい要件を満たす必要があり、権利の取得が困難である場合が多い。原生的森林を守る法制度が機能していないことが、人々をより一層開発に向かわ

19) 1,000 万ルピア/ヘクタールの補償金の内訳は、慣習的土地所有者に 800 万ルピア/ヘクタール、手数料として郡政府・村政府・警察に 200 万ルピア/ヘクタールである。

せている側面があるといえる。

3-2 石炭企業 F 社の操業計画に対する対応

2007年に石炭企業 F 社が操業を計画するようになる。操業地の中に、上述の故 Nt 相続集団が慣習地とする Kp 川の二次支流 Ng 川が含まれていた。木材伐採企業 HKL 社への対応の中で、故 Nt 相続集団としてのまとまりができていたことから、故 Nt 相続集団は会議を開き、石炭企業 F 社に対する対応を検討した。会議の結果、企業からの補償金が十分であれば開発を受け入れることを決定した。問題はどのように補償金を分けるかである。石炭開発予定地内のすべての土地を譲渡して、補償金を故 Nt 相続集団で一括して受け取り、平等に各世帯で分配する案もだが、合意には至らなかった。明確な方針を打ち出せないまま、現場では B 社・T 社の事例と同様に、慣習的土地所有者が個別にやり取りする形で現場が動くことになった。故 Nt 相続集団の慣習地の原生的森林では、相続者・非相続者にかかわらず焼畑を行う人々が急増し、森林開拓や森に境界を付けただけの森の囲い込みを行う人も出現した。そして、各人が慣習的土地所有権を主張し、B 社・T 社の事例と同様に、村内者・村外者に非公式に売却したり、携帯端末やバイクと交換するようになっていた。また、村外者と協働事業で焼畑・森林開拓を行う村人も出現していた。石炭企業 F 社の進出を契機に、故 Nt 相続集団の慣習地の原生的森林は減少し続けることになったのである。

以上のような事態に危機感を持った故 Nt 相続集団の中心人物 Mh 氏は、故 Nt 相続集団の慣習地の原生的森林の利用に関して、次のような 3 つの規則を作ることを検討していた。1 つ目は、食糧生産を行う焼畑についてである。相続者・非相続者にかかわらず、10 ヘクタール以上の焼畑を禁止するという規則を検討していた。理由は、特定世帯による独占的な原生的森林の焼畑利用を制限し、相続者・非相続者にかかわらず、皆に食糧生産の機会を平等に提供するためである。2 つ目は、食糧生産を行わない森林開拓についての規則である。非相続者の森林開拓を禁止し、相続者も森林開拓は 10 ヘクタールまでと制限する規則を検討していた。理由は、食糧生産しない森林開拓は森林の無駄遣いであり、食糧生産したい人々に原生的森林の焼畑利用を優先させるためである。また、相続者も 10 ヘクタールまでと制限しているのは、特定の相続者による土地の独占を制限するためである。3 つ目は、非相続者の補償金の一部返還についてである。非相続者が相続者から土地を購入し、その土地が企業の補償金支払いの対象になった場合、非相続者は補償金の一部を相続集団に還元しなければならないという規則を検討していた。理由は、非相続者が購入した土地は、もともとは故 Nt 相続集団の慣習地であるからである²⁰⁾。補償金の支払い対象になった土地が 10 ヘクタール以

20) 3 つ目の新しい規則に関しては、相続集団の原生的森林に対する「総有」意識が芽生え始めていることを意味し、興味深い。非相続者に対して「オレ（慣習的所有者）の土地」に対する支払いに加えて、「オ

下の場合は補償金の 20%、10 ヘクタール以上の場合は補償金の 30%を相続集団に返還するよう求める意向でいた [寺内 2017: 91-93]。ただし、1990 年以前に相続者が焼畑した土地を非相続者が購入していた場合は対象外にするという。理由は 1990 年以降に石炭企業の進出手続きが始まっており、1990 年以前の焼畑は石炭企業の補償金を期待した焼畑ではないと判断したからである。

以上のような利用を制限する規則を検討している一方で、たとえ故 Nt 相続集団の慣習地内の原生的森林が減少していたとしても、相続者・非相続者問わず 10 ヘクタール以下の焼畑を行いたいことを報告してきたら、今後も受け入れ続ける方針でいた。焼畑は食糧生産のため、言い換えれば生きるために最も重要な森林・土地利用であり、生活のための焼畑を拒否しようものなら、「トゥランに反す」と社会的に非難されることになる [寺内 2017: 91, 94]。そして、その焼畑を許可された人は焼畑跡地を私的に所有できるという慣習は継続される予定であった。焼畑跡地は資金や労働を費やして森林を伐り開き、陸稲生産した「働きかけ」の成果であり、働きかけた人がその土地を独占的に所有できる [寺内 2017: 86] という慣習は強固に存在するのである。

3-3 小括

石炭企業 B 社、T 社、F 社に対する焼畑民の対応から、次のような森林コモنزの軌跡を確認できたことになる。上流の原生的森林地域に石炭企業 B 社、T 社、F 社が進出し、慣習的土地所有者に補償金が支払われることになり、原生的森林地域の土地の経済価値が向上した。もともと原生的森林の利用を規制する強い制度は存在しない「あいまいなコモنز」であったことから、石炭企業の進出予定地の原生的森林では、相続者のみならず、非相続者も焼畑、森林開拓、境界を付けただけの森の囲い込みを行い、「あいまいなコモنز」は（慣習的）私有地化されていった。さらに、B 社、T 社の進出地域においては、補償金の支払いが済んだ土地では企業の石炭露天掘りが開始され、再利用困難な裸地へと変貌することになっていた。すなわち、慣習的私有地は補償金と引換に資源としての価値を失うという軌跡をたどったのである。

F 社進出予定地を慣習地とする相続集団が原生的森林の利用を制限するという新しい動きが確認された。しかし、その相続集団は相続者・非相続者の 10 ヘクタール以下の焼畑を受容し、

レ達（相続集団）の土地」に対する補償金の一部返還が求められている。非相続者に対して二重の権利が主張されているのである。「オレ達（相続集団）の土地」という意識は「総有」意識の証左といえる。しかし、鳥越 [1997: 7-9] が紹介する日本の農村の土地の総有の事例では、法的土地所有者がムラの外の人に土地を売る場合、ムラの許しを得なければならず、土地の処分権は所有者とムラに分有されている実態が紹介されている。故 Nt 相続集団の事例では、相続者が非相続者に土地を売却する時に、相続集団に許しを得る必要はない。このことから、相続集団が原生的森林を「総有」している状態には至っていないといえる。

焼畑実施者が焼畑跡地を私的所有できるという慣習を継続する意向でいた。森林の消失と(慣習的)私有地化のプロセスに歯止めがかかっていない状況にあった。

V 考察

企業の木材伐採と石炭開発に対する焼畑民の対応で森林コモンズ(原生的森林)が異なる軌跡を歩んだことが明らかになった。本章では、まずこの森林コモンズの軌跡が分かれた理由を考察する。そして、森林コモンズと地域社会の動態から「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」[Ostrom1990, 2005]に対する含意を導くこととする。

1 森林コモンズの軌跡を分けたものは何か

まず、なぜ木材伐採下のコモンズは相続集団の森林コモンズの形で維持され、石炭開発下の森林コモンズは消滅しているのかを検討したい。前者の場合、天然林伐採事業であれば大径木の有用樹が択伐され、その他の樹木は残されることになる。また、産業造林事業であれば森林を皆伐後、早生樹種を植林し、産業造林地が造成されることになる。両事業においては、相続集団との協働のもと適切な林業経営が行われれば持続可能な森林利用が実現され、森林コモンズは維持されることになる。一方、石炭開発では、森林を皆伐し、地表を剥がして地上で石炭を採掘する露天掘りが行われるので、開発後に森林が残ることはない。企業の開発の性質の違いによって、森林コモンズの軌跡の最終終着点が異なることをまず指摘しておきたい。

次に、森林コモンズの軌跡を分けた要因を考えるために、次の問いを考察したい。なぜ木材伐採下の森林コモンズは、石炭開発下の森林コモンズのように慣習的私有地化しなかったのか。言い換えれば、なぜ個人の境界策定による森林の私的囲い込みの軌跡を歩まなかったのか。答えは、個人で原生的森林を囲い込み、利用料を独占するような行為は相続集団内で非難の対象になるからだと考えられる。両親の土地は、子供たちに平等に相続されるべきと考えられていたり、企業の木材伐採利用料の相続集団内での分配方法は平等が基本であったり、故 Nt 相続集団の原生的森林の利用規制も基底には資源利用の機会の平等を確保する考え方があった。すなわち、ブヌア社会には資源利用の機会や利益の分配に関する「平等重視」の思考が存在していると考えられる。木材伐採利用料を独占するために個人で原生的森林を囲い込むことはこの平等重視の思考に反するのである。また、企業も相続集団から正当性が付与されていない原生的森林の個人的囲い込みに利用料を支払うことはないであろう。利用料を支払おうものなら相続集団内の紛争を招きかねず、スムーズな操業に支障をきたすことになる。すなわち、個人による原生的森林の囲い込みに対して、相続集団も企業も正当性を付

与する見込みがなく、村人はそれを分かっているからそのようなことが起きなかったのだと考えられる。

では反対に、なぜ石炭開発下の森林コモنزの慣習的私有地化と個々の所有者による利益獲得（土地売却・交換）は、この平等重視の思考によって止められなかったのか。また、木材伐採下のコモنزのように、相続集団のコモンズとして再編し、個人の囲い込み（慣習的私有地化）を止めることができなかつたのかという疑問が浮かび上がる。実際、故 Nt 相続集団では、個人の利益独占を防止し、すべての村人に食糧生産の機会を提供するという平等重視の思考に基づき、焼畑面積、森林開拓、境界策定による森の囲い込みを部分的に規制しようと考えていた。しかし、通常の焼畑（10ヘクタール以下の焼畑）を規制する意向はなく、焼畑跡地の慣習的私有地化も認める意向でいた。その理由は、村人たちにとって焼畑による食糧生産は生きるために必要なことであり、原生的森林の焼畑利用は、相続者・非相続者に関わらず制限してはならないという慣習が存在したからであった。そして、社会には働きかけた人がその土地・資源を所有できるという慣習も強く存在することから、焼畑跡地は焼畑実施者の慣習的私的所有地になっていたのであった。すなわち、既存の慣習が、すべての村人の焼畑利用の受容と、焼畑跡地の慣習的私有地化に正当性を付与していたのである。

コモنزが地域住民の生活に貢献していること、とりわけ生活弱者の生活を保障していることが様々な事例研究から明らかにされてきた [ex. 鳥越 1997 ; 宮内 1998]。本研究においてもこのような側面を確認することができる。一方で本研究は、補償金への期待も相まって多くの人々が特定の森林コモنزで焼畑を実施し、森林が減少し、コモنزが解体（慣習的私有地化）している状況にもかかわらず、コモنزの生活保障の慣習がその状況の規制を困難にしていることも明らかにした。個々人が経済合理的な選択をして、森林コモنزが枯渇していつている状況は「社会的ジレンマ」の状況であり、オープンアクセス、あるいはルースなコモنزで生じる「コモنزの悲劇」を想起させる。しかし、本研究が目じりたいのは、森林コモنزの利用規制の動きが内発的に生まれている中でも、コモنزの生活保障の慣習が強固に存在することから、焼畑（と慣習的私有地化）を規制する新たな規則（慣習）は社会的非難の対象になり、森林減少・慣習的私有地化に歯止めがかからないというジレンマである。このように社会で複数の慣習・規範が重要になるのだが、どちらかを重視すると、どちらかが実現困難になる状態を「慣習のジレンマ」と表現したい。本論考では「生活保障 vs. 資源管理」の事例であったが、この「慣習のジレンマ」は様々な形で生じうるものであろう。

2 自然資源管理論（コモنز論）への含意

ここでは木材伐採下の森林コモنزと焼畑社会の動態から、自然資源管理論の中で最も影響力のある Ostrom [1990, 2005] の「長期持続型コモنزのための八つの設計原則」に対

する含意を考察したい。この設計原則は、現存する世界中のコモンズの実態から、持続的なコモンズを可能にする要素・条件を帰納的に抽出したものである。

BS村が行政村になる以前から長大家屋単位、あるいは長大家屋の中の家族単位で資源利用を行う流域が決まっていた。しかし、双系的な社会においては血縁関係をたどれば、複数の流域の資源利用も可能な状況であったし、流域の境界認識も不明瞭な状況であった。しかし、地方分権化・民主化以降、木材伐採企業の利用料の支払いに伴い、その流域を利用していた先祖の子孫たちが相続集団として組織化され、その流域は相続集団の権利が伴う境界が明確な慣習地として再編されるようになった。すなわち、木材伐採下の森林コモンズに関しては、資源利用者のメンバーシップの境界と資源の境界の明確化が進んだのである。「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」の内の第一の原則は、「資源システムとその資源の利用権を持つ個人や世帯の範囲・境界が明確に定義されていること」（以下、資源と利用者の境界定義）[Ostrom 1990: 90-92, 2005: 259-262] である。この設計原則に基づけば、BS村の木材伐採下の森林コモンズは持続可能な方向に変化したといえる。相続集団と木材伐採企業の協働に基づく持続的な林業経営のための体制が一つ整ったと解釈することも可能なのである。

しかし、地域社会の性格という観点からすれば、相続集団のメンバーシップの明確化は社会を混乱させる方向にも作用した。世代・通婚が進んだ双系的な社会において、メンバーシップの境界が明確な血縁集団を組織するのは不可能であり、恣意的に境界を策定するしかない。上述のMh氏の「長老Tg氏と相続集団外の人々が利用料を独占した」という発言も、SI氏の「はとことDM町の相続集団外の人々が利用料を独占した」という発言、そして、そのはとこの「相続集団外なのはSI氏たちである」といった発言は、人によって相続集団のメンバーの境界策定が様々に操作可能であることに起因する問題といえる。井上[2009: 5]は、利用者の境界定義においては、境界設定のレジティマシー（排除の正当な理由付け）の獲得が必要になると述べている。血縁関係を有しているにもかかわらず、「非血縁者（非相続者）」と恣意的に排除されてしまう人々からレジティマシーを獲得することは困難であろう。いくら人々がよりよい境界策定を試行錯誤しても、社会の構造的に問題解決は不可能な状況なのである。境界策定はたえざる不満を生む種となってしまっているのである。

木材伐採企業の利用料をめぐる問題は、巨額の利用料の独占欲から一部の相続者による着服や、少ない人数で利用料を独占するために相続者・非相続者の境界を恣意的に操作することに起因していた。確かに、「個人のモラル」に起因して問題が生じている側面はあるし、構築主義的に見るならば、相続集団は人々のやり取りの中で可変的に構築されるものであるという理解になるので、相続集団のメンバーシップをめぐる問題はあって当然という見方になるであろう。しかし、構造主義的な観点から見ると、「社会構造の齟齬」に起因して問題が生じていると理解することも可能である。すなわち、そもそも血縁集団を形成することが困難

な双系的な社会で、企業の利用料の分配の必要性からメンバーシップの境界が明確な血縁集団を組織しなければならない状況にあることに起因しているという理解の仕方である。そして、人々の資源利用においては権利者（相続者・所有者）と非権利者（非相続者・非所有者）の間に固定的な境界を定めず、状況に応じて柔軟な対応をとる社会の性格があること、平等重視の思考が存在する社会であることは上述のとおりであるが、これらの社会の性格を考えると、血縁関係を持つ人々の間にメンバーシップの境界を策定し、権利（血縁関係）があるにもかかわらず、利用料を受け取れない人々が出現するという現状は、地域社会の性格に大きく反し、外部者が想像する以上の苦痛が生み出されているといえる。本稿では、社会構造の齟齬や社会の性格に反することでもたらされる苦痛のことを「社会的受苦」という言葉で表現したい。

以上のように、「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」の観点からすれば資源の利用者の境界の明確化はコモンズの持続可能性の向上といえるが、当該社会の社会構造や性格によっては社会的受苦をもたらす側面があることが明らかになった。上述のように「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」は世界中の持続的なコモンズの事例から帰納的に考察されたものであり、世界中のコモンズに敷衍できる条件として提示されている。しかし、世界のコモンズの様態と地域社会の性格は多様であり、持続的なコモンズの管理は当該社会の性格を踏まえて実現される必要がある。東南アジアにはBS村でみられたような父方・母方の両方の系譜をたどり、均分に財産を相続する双系的な社会が広く存在すると言われている [坪内 1998: 57-59 ; 前田 1989: 78]。東南アジアのコモンズの管理を考えるのであれば、メンバーシップの境界があいまいであることを前提にした持続可能なコモンズの管理を考える必要があるのかもしれない。少なくとも、「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」の「資源と利用者の境界定義」を現場で実現しようとする、東南アジアの地域社会では社会的受苦がもたらされる危険性があるので注意が必要である。

おわりに

地方分権化・民主化時代においては、企業の開発に対する焼畑民の対応がカリマンタンの生態・社会の将来を左右するという状況認識に基づき、本論考は企業の木材伐採と石炭開発に対する焼畑民の対応から原生的森林（森林コモンズ）がたどった軌跡を検討した。結果、木材伐採下の森林コモンズは、あいまいなコモンズから村のコモンズへ、村のコモンズから相続集団のコモンズへ再編される軌跡をたどっていることが明らかになった。また、石炭開発下の森林コモンズは、解体（私有地化）・消滅（裸地）する軌跡をたどっていることが明らかになった。

この異なる軌跡をたどった理由を、特に石炭開発下の森林コモンズが私有地化され、消滅していく理由に焦点を当てて考察した。すると、森林コモンズではすべての人の焼畑（食糧生産）を保障する慣習と働きかけた者が土地・資源を所有できるという慣習が存在することから、森林コモンズが消失し、私有地化（解体）していると考えられた。相続集団は森林コモンズの利用規則を検討していたが、森林コモンズ的生活保障の慣習が、コモンズの解体・消滅を抑止する焼畑の規制（慣習）の創出を困難にしている状況があると考えられた。本論考では、このように社会で複数の慣習・規範が重要になるのだが、どちらかを重視すると、どちらかが実現困難になる状態を「慣習のジレンマ」と表現した。社会秩序が乱れているにもかかわらず、状況が改善に向かわない場合は、このような「慣習のジレンマ」に陥っている可能性が考えられる。人々の慣習・規範レベルから問題発生の構造を理解する必要があるといえよう。また、外部者による状況改善のための関与は、様々な状況で様々に生じうる「慣習のジレンマ」を的確に把握したうえで、どのような関与が適切か考えなければならないだろう。

また、本論考は森林コモンズと地域社会の動態に基づき「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」[Ostrom1990, 2005]への示唆も考察した。結果、「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」の観点からすれば、資源の利用者の境界の明確化はコモンズの持続可能性の向上といえるが、東南アジアに広く存在する双系的な社会においては社会的受苦をもたらす側面があることが明らかになった。「長期持続型コモンズのための八つの設計原則」は世界中のコモンズに敷衍できる条件として提示されているが、コモンズ・地域社会の性格は多様である。設計原則は地域のコモンズ・社会の性格に合わせて修正し、適用していく必要があるだろう。

謝 辞

本研究は東京大学大学院農学生命科学研究科とインドネシアのムラワルマン大学との間で結ばれた学術交流協定に基づいて実施された。本研究の調査費用の一部は科学研究費補助金・特定領域研究（代表：室田武，番号：18078009）・特別研究員奨励費（代表：寺内大左，番号：10J04217, 13J08921）、環境研究総合推進費（代表：奥田敏統，番号：D-1005）から支援を受けた。

参 考 文 献

〔日本語文献〕

井上真

- 2001 「自然資源の共同管理制度としてのコモنز」『コモنزの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える』井上真・宮内泰介（編），1-30 ページ，新曜社。
- 2003 「揺れうごく住民参加の森林政策」『地球環境問題の人類学——自然資源へのヒューマンインパクト』池谷和信（編），141-170 ページ，世界思想社。
- 2004 『コモنزの思想を求めて——カリマンタンの森で考える』岩波書店。
- 2009 「自然資源『協治』の設計指針——ローカルからグローバルへ」『グローバル時代のローカル・コモنز』室田武（編），3-25 ページ，ミネルヴァ書房。
- 2014 「黒子の環境社会学——地域実践，国家政策，国際条約をつなぐ」『環境社会学研究』20: 17-36.

河合真之

- 2011 「地域発展戦略としての『緩やかな産業化』の可能性——インドネシア共和国東カリマンタン州を事例として」東京大学大学院農学生命科学研究科・博士論文。

前田成文

- 1989 『東南アジアの組織原理』東京：勁草書房。

水野広祐・R. クスマニンチャス

- 2012 「東南アジアの土地政策と森林政策」『熱帯バイオマス社会の再生——インドネシアの泥炭湿地から』川井秀一・水野広祐・藤田素子（編），15-47，京都大学学術出版会。

宮内泰介

- 1998 「重層的な環境利用と共同利用権——ソロモン諸島マライタ島の事例から」『環境社会学研究』4: 125-141.

永田淳嗣・新井祥穂

- 2006 「スマトラ中部・リアウ州における近年の農園開発——研究の背景と方法・論点」『東京大学人文地理学研究』17: 51-60.

中島成久

- 2011 『インドネシアの土地紛争——言挙げする農民たち』創成社。

坪内良博

- 1998 『小人口世界の人口誌——東南アジアの風土と社会』京都大学出版会。

寺内大左

- 2016 「石炭開発に対する焼畑民の対応と認識——インドネシア・東カリマンタン州のベシ

村を事例として」『林業経済研究』62(1): 41-51.

2017 「焼畑先住民社会における資源利用制度の正当性をめぐる競合——インドネシア東カリマンタン州・ベシ村の事例」『環境社会学研究』22: 82-99.

鳥越皓之

1997 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3: 5-14.

[外国語文献]

Directorate General of Mineral and Coal

2015 *Indonesia Mineral and Coal Information 2015*, Jakarta: Directorate General of Mineral and Coal.

Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan

2018 *Statistik Lingkungan Hidup dan Kehutanan Tahun 2018*, Jakarta: Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan.

Ostrom, Elinor

1990 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge: Cambridge University Press.

2005 *Understanding Institutional Diversity*, Princeton: Princeton University Press.